

【24読み下し文】

(表紙)

「

持主

平治右衛門

元禄十一年

上野国我妻郡岩井村差し出し帳

寅の

八月

十兵衛

」

(中略)

一新田

御座無く候

見取り場

一新畑

御座無く候

同断

一松木御林

三反五畝六歩

壱箇所

一鉄炮

但し壱挺に付永(えい)五拾(文、脱)宛(ずつ)御運上(うんじょう)差し上げ、獵仕来たり五挺申し候

一堰

御座無く候

一御朱印地

御座無く候

三拾式ヶ所

一川除

是は前々より譜(普)請(ふしん)仕る節は、御扶持方下し置かれ候、并(ならび)に三箇所人足余村よりも仰せ付けられ候

一竹藪

是は御水帳に百性藪と御座候えども只今迄御年貢は差し上げ申さず候

四箇所

一御年貢林

此(この)反別拾五町壱反六畝四歩

百性林

八拾六ヶ所

一御城米

江戸廻しの儀、当村より川井岸へ拾四里、内五里百性附け送り仕り、残り九里分、壱里に鑿式拾四文宛下し置かれ候、川井岸より江戸迄舟賃、百俵に四表半宛下し置かれ候

榛名山

一馬草薪山

厚田村	岩井村	泉沢村	
川戸村	植栗村	新巻村	九ヶ村入相
金井村	小泉村	奥田村	

右九ヶ村外、白井領五町田村・箱嶋村・岡崎新田村以上拾式ヶ村入相(いりあい)の御証文写し御座候御事

右の通り、田畑壱畝壱歩の所は申し上げるに及ばず、

何にても郷分より前々御納め方の儀、少しも

隠し置かず、委細書き上げ仕り候、若(も)し重ねて相違

の儀御座候はば、名主・年寄何分(なにぶん)の曲事(くせごと)も仰せ付けらるべく候、後日の為、仍(よっ)て件(くだん)の如し

(後略)